



一般社団法人東京都中小企業診断士協会
中央支部

早わかり ガイド

第7版

(令和6年4月27日)

支部全般

入会手続き

支部組織

部会・委員会・プロジェクト活動

会費・会計

イベント

認定研究会・マスターコース

ビジネス機会

資格更新

情報

異動手続き

福利厚生

表彰

事務所

支部の規則等

支部関連組織

中央支部の1年

支部長ご挨拶

2019年末に世界で初めて新型コロナウイルスが確認されてから4年が経過し、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和され、緩やかに持ち直しつつあります。感染症流行前の業績水準に戻った事業者がいる一方、今なお業績低迷で苦しんでいる事業者も少なからず存在している状況です。円安や原材料の高騰や人手不足など厳しい環境のなか、中小事業者が解決すべき課題は山積しています。我々中小企業診断士には、国や自治体による支援策と中小事業者の架け橋となる役割が求められています。我々への期待は日に日に高まっていると感じます。



さて、このたび、中央支部の組織や活動の全体像を紹介するためのガイドブックとして、「中央支部早わかりガイド 第7版」を発行する運びとなりました。「中央支部早わかりガイド」は新入会員・既存会員の方々が中央支部の活動に積極的に参加しようとする際に生じる「知りたいこと」「わからないこと」の解決にお役立ていただけます。

「中央支部早わかりガイド」は、支部全般の説明から始まり、各種手続きや支部組織、イベントや研究会等の活動の紹介など、中央支部のすべてを網羅したガイドブックです。Q&A方式で展開されており、目次から自分の知りたい項目を見つけて内容を確認するといった、読者目線でわかりやすい構成となっています。

中央支部は東京都中小企業診断士協会における最大の支部であり、さまざまな舞台で活躍する中小企業診断士が集結しております。飛び交う情報量も多く、皆さまの診断士活動のお役に立つような情報が必ず見つかる場所でもあります。そういった有用な情報を入手するためには、支部活動への積極的な参加が欠かせません。この「中央支部早わかりガイド」を活用し、中央支部の全体像をご理解いただき、ぜひ、支部活動への積極的な参加につなげてください。

我々中小企業診断士への期待にしっかりと応え、中小事業者の事業継続を支える皆さまが活動しやすいよう、後方からサポートすることを大切にした支部運営を行って参ります。皆さまどうぞ宜しくお願い致します。

令和6年4月吉日
一般社団法人 東京都中小企業診断士協会
中央支部 支部長 高橋 利忠

早わかりガイドについて

東京協会中央支部総務部では、このたび、「中央支部早わかりガイド 第7版」を作成しました。これは、中小企業診断協会、東京都中小企業診断士協会、なかでも、中央支部についての活動や組織、運営などについての、会員のみなさま、入会を検討されているみなさまの、さまざまな疑問点にお答えしようとするガイドブックです。さまざまな領域に関することからを、多彩なQ&A形式でまとめました。

このガイドブックが、少しでもみなさまのご参考となり、支部活動への積極的なご参加へのきっかけとしていただければ誠に幸いです。

支部全般

Q1	支部って何？	1
Q2	中央支部の特徴は？	1
Q3	中央支部に入ることができることは？	1
Q4	中央支部に入るメリットとは？	1
Q5	協会や支部には入らないといけないの？	2
Q6	住所や勤務先所在地と所属支部の関係は？	2
Q7	他支部や他の道府県協会にも入れるの？	2
Q8	支部会員になったら何か義務はあるの？	2
Q9	支部活動をやってお金がもらえることがあるの？	2
Q10	支部のことを詳しく知るにはどうしたらいいの？	2

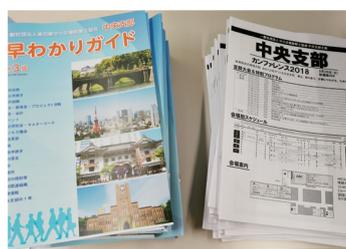


入会手続き

Q11	協会や支部に入るには？	3
Q12	入会申込時に必要な推薦人はどうしたらいいの？	3
Q13	入会金と年会費はいくらかかるの？	3

支部組織

Q14	中央支部はどういう組織構成なの？	4
Q15	会員って何？	4
Q16	執行委員って何？	4
Q17	監査委員って何？	4
Q18	支部長って何？	5
Q19	歴代の支部長はどんな人？	5
Q20	副支部長って何？	5
Q21	部会って何？	5
Q22	総務部って何をしているの？	6
Q23	経理部って何をしているの？	6
Q24	広報部って何をしているの？	6
Q25	能力開発推進部って何をしているの？	6
Q26	研究会部って何をしているの？	7
Q27	会員部って何をしているの？	7
Q28	青年部って何をしているの？	7
Q29	国際部って何をしているの？	7
Q30	渉外部って何をしているの？	8
Q31	事業推進部って何をしているの？	8
Q32	実務従事支援部って何をしているの？	8
Q33	委員会って何？	8
Q34	プロジェクトって何？	9
Q35	支部大会って何？	9



Q36	執行委員会って何？	9
Q37	部長会って何？	9
Q38	正副支部長会議って何？	9
Q39	顧問、政策委員、参与って何？	10
Q40	支部の役職者ってどんな人？	10
Q41	支部の役職者はお金をもらってやっているの？	10
Q42	支部の役職者はどうやって選ばれているの？	10
Q43	部長会や執行委員会を傍聴することはできるの？	10

部会・委員会・プロジェクト活動

Q44	支部の運営にはどうしたら参加できるの？	11
Q45	部会員、委員会メンバ、プロジェクトメンバにはどうしたらなれるの？	11
Q46	部会活動、委員会活動、プロジェクト活動に参加するメリットって何？	11

会費・会計

Q47	支部の運営費はどこからお金が出ているの？	12
Q48	会費は何に使われているの？	12
Q49	年会費に関する問い合わせはどこにすればいいの？	12
Q50	年会費は分割払いできるの？	12

イベント

Q51	支部のイベントにはどのようなものがあるの？	13
Q52	イベント情報はどのようにキャッチしたらいいの？	13
Q53	イベントの詳細はどこに問い合わせたらいいの？	13
Q54	支部のイベントには参加費用がかかるの？	13
Q55	支部のイベントに参加するにはどうしたらいいの？	13
Q56	支部のイベントに非会員の知人を同行させることはできるの？	14
Q57	会員専用マイページから申し込み済みのイベントをキャンセルするにはどうしたらいいの？	14
Q58	申込期限を過ぎて申し込んだイベントの受理可否はどうしたら確認できるの？	14

認定研究会・マスターコース

Q59	支部の研究会にはどのようなものがあるの？	15
Q60	支部のマスターコースって何？	16
Q61	研究会やマスターコースの詳細を知るにはどうしたらいいの？	17
Q62	研究会やマスターコースに入るメリットは何？	17
Q63	研究会やマスターコースに入るにはどうしたらいいの？	17
Q64	協会・支部に入会しないと研究会やマスターコースには入れないの？	17
Q65	研究会やマスターコースにかかる参加費用はいくらぐらい？	17
Q66	研究会やマスターコースを自分でつくるにはどうしたらいいの？	18

ビジネス機会

- Q67 支部にはどのような診断士向けビジネス機会があるの？ 19
- Q68 協会や支部のビジネス案件は、どうやって担当者が決まるの？ 19
- Q69 自分の能力やキャリアを支部にアピールするにはどうしたらいいの？ 19
- Q70 東京協会専門家登録制度って何？ 20
- Q71 東京協会専門家登録制度にどうやって登録するの？ 20
- Q72 東京協会専門家登録制度で、今までどのようなビジネス案件が提供されていたの？ 20
- Q73 令和6年度に新しく始まることはありますか？ 20
- Q74 実務補習事業の指導員（副指導員）になるにはどうしたらいいの？ 21
- Q75 実務従事事業の指導員（副指導員）になるにはどうしたらいいの？ 21

資格更新

- Q76 診断士の資格更新のための必要要件って何？ 22
- Q77 支部では、実務従事ポイントを取得する機会を提供しているの？ 22
- Q78 資格更新時に実務従事ポイントが足りない場合どうしたらいいの？ 22
- Q79 実務従事事業って何？ 22
- Q80 実務従事事業に参加するにはどうしたらいいの？ 23
- Q81 実務従事事業の指導員がどういう人か知るにはどうしたらいいの？ 23
- Q82 理論政策更新研修が受けられなかった場合はどうすればいいの？ 23
- Q83 診断士としての活動が行えない場合、資格を維持するにはどうすればいいの？ 23

情報

- Q84 協会や支部からの配布物やメールが来ないが、どうして？ 24
- Q85 協会のマイページに入る ID・パスワードは？ 24
- Q86 支部ホームページの「支部会員専用ページ」に入る ID・パスワードは？ 24
- Q87 支部ホームページの記事に関する質問は、どこに問い合わせたらいいの？ 24
- Q88 支部ホームページの「支部会員サイト紹介」に自分のホームページの URL を載せたり、アドレス変更したりするにはどうしたらいいの？ 25
- Q89 自分のメールアドレスを変えた場合どうしたらいいの？ 25
- Q90 支部にメールマガジンはあるの？ 25
- Q91 協会や支部からのメールを配信停止にしてもらうにはどうしたらいいの？ 25
- Q92 支部には会員名簿はないの？ 25

異動手続き

- Q93 入会時、徽章や診断士手帳はどのようにして入手できるの？ 26
- Q94 結婚して姓が変わるときはどうしたらいいの？ 26
- Q95 引っ越しして住所が変わったときはどうしたらいいの？ 26
- Q96 転勤するときはどうしたらいいの？ 27
- Q97 海外転勤のときはどうしたらいいの？ 27
- Q98 休会することはできるの？ 27

Q99	協会をやめるときはどうしたらいいの？	28
Q100	異動手続きにおいて、東京協会と支部の関係は？	28

福利厚生

Q101	慶弔の時に何かしてもらえるの？	29
Q102	慶弔時にはどのように手続きすればいいの？	29
Q103	慶弔時には、何か月後までなら手続きできるの？	29
Q104	支部から訃報配信をしてもらえるの？	29
Q105	会員向けの保険などはあるの？	29

表彰

Q106	支部にはどんな表彰があるの？	30
Q107	表彰される人はどうやって選ばれているの？	30
Q108	歴代の表彰者にはどんな人がいるの？	30

事務所

Q109	事務所はどこにあるの？	31
Q110	事務所は何に使われているの？	31
Q111	事務所は支部会員なら誰でも使えるの？	31
Q112	事務所を使うにはどうしたらいいの？	31
Q113	事務所の使用料金は？	32
Q114	事務所へ電話はかけられるの？	32
Q115	事務所に郵送物・宅配物を送付する場合は？	32
Q116	事務所に相談・見学に行くことはできるの？	32



支部の規則等

Q117	中央支部にはどのような規則があるの？	33
Q118	中央支部の規則の内容は、どうやって知ることができるの？	33

支部関連組織

Q119	四区診断士会って何？	34
Q120	四区診断士会に入会するにはどうすればいいの？	34

中央支部の1年

中央支部の1年	35
---------	----

Q1 支部って何？

支部とは、東京協会の地域対応組織であり、支部独自の予算、組織体制、規約にもとづいて、地域事情に即したさまざまな活動を行うものです。

東京協会には、現在6つの支部（中央、城東、城西、城南、城北、三多摩）が設置されています。

Q2 中央支部の特徴は？

中央支部は、診断士資格を有する1,602名（令和6年2月29日現在）の会員で構成されています。この会員数は、東京協会の約30%、全国組織の約13%を占めており、この圧倒的な会員数は中央支部の大きな特徴です（診断士資格保有者：約27,000人、中小企業診断協会会員（全国）：約12,000人、東京協会会員：5,272人（令和6年2月29日現在））。

その支部運営では、若手や女性の支部役職者登用が積極的に行われており、各種情報の公開・共有も進んだ、オープンな運営が行われています。

また、中央支部カンファレンスをはじめとする多彩かつ濃密なイベントが高い頻度で開催され、会員相互の研鑽と積極的な交流が図られています。

なお、中央支部の担当地区は東京の千代田区、港区、中央区、文京区ですが、ここだけに限定せず活動範囲を広げています。

最後に、研究会やマスターコースの充実も忘れてはいけない中央支部の特徴です。認定研究会は16研究会、認定マスターコースは16コースもあります。特にマスターコースは、ダントツのラインナップを誇っています。

（令和6年2月29日現在）

Q3 中央支部に入ることができることは？

中央支部では、会員が価値を享受し、いきいきとした診断士ライフを送れるよう、ビジネス機会や研鑽の機会等、多くの活動の場を創造、提供しています。

中央支部に入ることができることは以下の通りです。

- ① 診断士知見を深めるさまざまなセミナー等への参加
- ② 診断士という同じ資格をもつ仲間・先輩との交流ができる
さまざまなイベントへの参加
- ③ 認定研究会・マスターコースへの参加
- ④ 診断士の知見を活かすさまざまなビジネス機会への参画
- ⑤ 東京協会・支部が発信するさまざまな診断士関連情報の取得
（メールマガジン、「TOKYO SMECA ニュースデジタル」）
- ⑥ 支部活動がどのように行われているかの報告会（支部大会）への参加
- ⑦ 中央支部カンファレンスなどさまざまな支部活動そのものの企画・運営への参加

ぜひ、中央支部で多彩なメリットを享受してください。

Q4 中央支部に入るメリットとは？

中央支部は、支部会員数が最大であるため、さまざまな知見や人脈の接点を持つ機会も6支部中最大です。

中央支部には、令和6年3月1日現在、16の認定研究会、16の認定マスターコースがあり、これらの充実した研究会・マスターコースに参加することができます。

中央支部では、6支部中、最も充実した多彩なイベントが企画されており、これらのイベントに参加できます。

中央支部は、若手・女性を積極的に登用しており、よりアクティブな活動がしやすく、また、人脈もつくりやすい支部です。

中央支部は、東京の代表的な支部といってもよいネームバリューのある支部です。支部のことを話題にしやすいと外部との関係づくりにも役立ちます。

Q5 協会や支部には入らないといけないの？

協会や支部への入会は任意です。入会していなくても資格維持手続等ご自身で中小企業庁に申請することにより資格維持は可能です。ただし協会や支部への入会により、手続きの利便性が向上します。また会員相互のネットワークが広がり、より充実した診断士ライフが期待できます。ぜひご入会ください。

「Q3 中央支部に入ることができることは？」「Q4 中央支部に入るメリットとは？」も参考にご覧になってください。入会手続きに関するお問い合わせは、東京協会の事務局に電話かメールでお問い合わせください。

東京協会 事務局

電話：03-5550-0033 メール：info_tokyo@t-smeca.com

その他、ご不明の点やご相談は、総務部長までメールしてください。

総務部長（磯山 隆志）：soumu@rmc-chuo.jp

Q6 住所や勤務先所在地と所属支部の関係は？

住所や勤務先所在地と所属支部の関係は特にありません。住所や勤務先所在地に関係なく所属支部を選択いただけます。実際に、城東エリア、城西エリア、城南エリア、城北エリア、三多摩エリア、あるいは、神奈川県、埼玉県、千葉県、その他の道府県にお住まいがあり、あるいは勤務先がある方で、中央支部に在籍され、活躍されている方も、数多くいらっしゃいます。

Q7 他支部や他の道府県協会にも入れるの？

他支部には入れませんが、他の道府県協会には重複して加入することができます。

会員は、いずれか一つの支部に所属するという規定があるため、他支部には所属できません。

一方、会員が本会および他の道府県協会に重複して所属することは妨げないものとするという規定があるため、他の道府県協会には重複して加入することができます。

Q8 支部会員になったら何か義務はあるの？

支部会員の義務としては、会費を納入する義務があります。しかし、他に義務はなく、ご自身のご事情にあわせ、ご関心・ご興味をもたれた範囲で、誰からも強制をうけることなく、支部の活動に関わることができます。

Q9 支部活動をやってお金がもらえることがあるの？

支部活動は、支部会員の自発的活動で成り立っていますので、基本的には、支部活動には「報酬」はありません。ただし、次の場合には「交通費」が支給されます。

支給の対象は、支部（活動）を企画運営する活動（正副支部長、部長、執行委員、監査委員、顧問・政策委員・参与、部会員、委員会メンバ、プロジェクトメンバ、実行委員の会議・イベント等への参加）です。

なお、支部が推薦・あっせんして「収益事業案件」「ビジネス案件」に従事した場合は、案件ごとの定めにより謝金（報酬）を手にすることができます。

Q10 支部のことを詳しく知るにはどうしたらいいの？

中央支部では、支部の活動方針や、組織構成、ビジネス情報、各種イベント、認定研究会・マスターコースなどの支部の各種情報について、主として、中央支部ホームページやメールマガジン、eニュースなどで広く情報提供しています。

東京協会が発行する「TOKYO SMECA ニュースデジタル」の中でも、「支部だより」のコーナーがあり、ここでも情報を提供していますので、あわせて活用してください。

また、各種イベントに参加し、主催者（部会メンバ、委員会メンバ、プロジェクトメンバ）や、支部役職者（正副支部長、部長等）に質問する方法もあります。これは人脈づくりにもつながるので、積極的に質問することをお勧めします。

さらに、中央支部ホームページの「お問い合わせ・ご質問」コーナーから質問をする方法や、総務部長に直接質問メールを出す方法もあります。

総務部長（磯山 隆志）：soumu@rmc-chuo.jp

Q11 協会や支部に入るには？

東京協会および中央支部への入会手続きは別々の手続きではなく、一体の処理になっています。

中小企業診断協会のサイトで、入会のご案内ー入会申込から「入会申込書をダウンロード」をクリックし、必要事項を記載のうえ、東京協会あてお送りください。「入会希望支部」の欄には「中央支部」と記載ください。

入会手続き自体を、中小企業診断協会のサイトからのダウンロードでなく、東京協会事務局にお電話していただいで進めることもできます。その場合は、東京協会用の入会案内資料・申込資料一式を郵送してもらえます。

一般社団法人 東京都中小企業診断士協会

住所：〒104-0061

東京都中央区銀座2丁目10番18号 東京都中小企業会館7階

電話：03-5550-0033

また、中央支部では、イベントを頻繁に開催しています。イベント会場で入会手続きを行っている場合もありますので、イベント受付にてお気軽にスタッフまでお問い合わせください。

Q12 入会申込時に必要な推薦人はどうしたらいいの？

入会申込時に必要な推薦人は東京協会会員であれば誰でもよく、1名で構いません。しかし、同期の新入会員などは常識的にみて好ましくありません。然るべき人に推薦人をお願いしてください。

実務補習の指導員が中央支部の会員であれば、その指導員をお願いするのがよいですが、指導員が他支部の会員である場合、あるいは養成課程修了の場合には、

- ① 中央支部ホームページの「お問い合わせ・ご質問」コーナーから相談
- ② 総務部長に直接メール相談
総務部長（磯山 隆志）：soumu@rmc-chuo.jp
- ③ イベント参加時は、入会手続きスタッフに相談

のいずれかでご相談ください。相談を受けた者が推薦人をご紹介します。

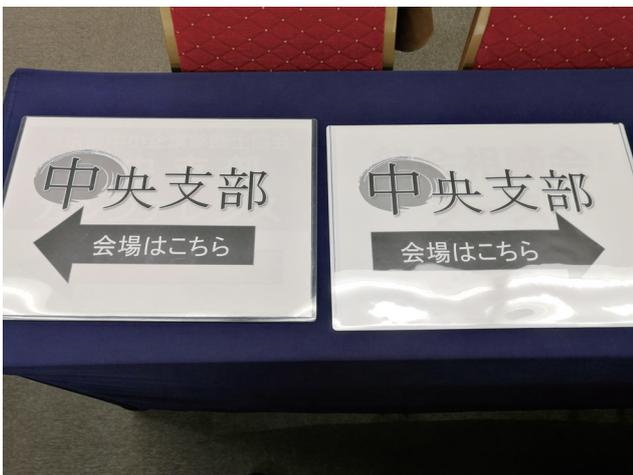
Q13 入会金と年会費はいくらかかるの？

入会金は3万円、年会費は5万円となります。入会初年度の年会費については入会月により月割りとなります。

年度途中でのご入会による年会費をお知りになりたい場合には、以下へお電話あるいはメールでお問い合わせください。

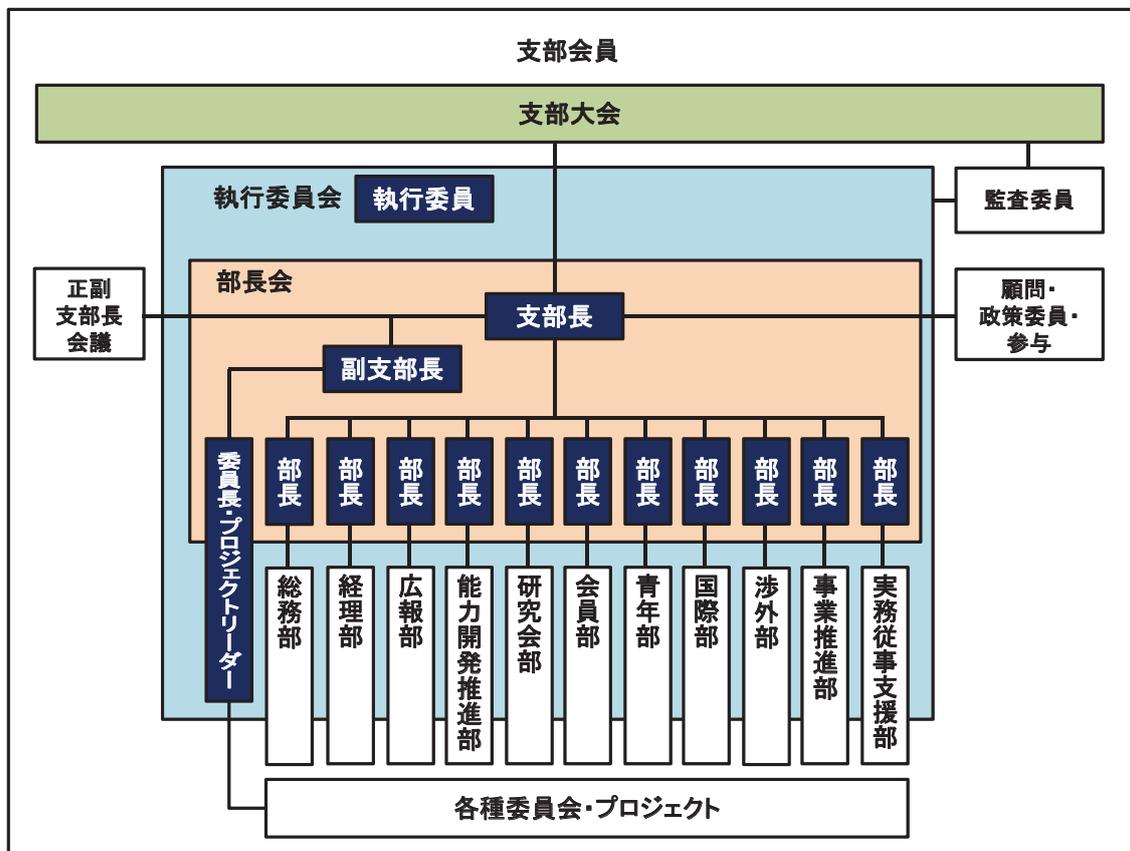
東京協会 事務局

電話：03-5550-0033 メール：info_tokyo@t-smeca.com



Q14 中央支部はどういう組織構成なの？

中央支部の組織構成は以下の通りです。
それぞれの組織機関についての Q&A もご参照ください。



Q15 会員って何？

会員とは東京協会の会員のことで、中央支部には診断士としての登録を受けた正会員、同じく登録を受けようとする者であって 2 次試験に合格、もしくは養成課程を修了した準会員などの種類があります。

支部の運営は会員の支払う会費によってなされており、また、会員になるとさまざまなメリットを手にすることができます。同時にそれらは会員にならなければ、手にすることができませんので、ぜひ会員になることをお勧めします。

Q16 執行委員って何？

執行委員は、執行委員会を構成し、支部の事業方針や予算などの重要事項を審議決定します。

新執行委員は執行委員等選考委員会によって選任され、現執行委員会によって承認され、支部大会においてその経緯が報告されます。執行委員の任期は 2 年となっています。

現在、中央支部では、60 名の執行委員が選任され、活躍しています。

Q17 監査委員って何？

監査委員の職務は、執行委員の職務の執行、支部の業務および財産の状況を監査することです。具体的には執行委員会に出席し、毎年 10 月に期中監査、4 月に期末監査を行うなどの業務を行っています。

支部には監査委員を設置することが定められており、中央支部でも支部長が招集する執行委員等選考委員会において監査委員を選考し、執行委員会の承認を得ることになっています。

なお、支部監査の結果は、東京協会のコンプライアンス室に報告されるとともに、支部大会で報告されます。

Q18 支部長って何？

支部長は、執行委員会で審議決定された事業計画・予算に基づき、支部の業務の執行を統括しています。具体的には支部大会、執行委員会、部長会を招集し、議長を務めるなど、支部を代表する業務を行っており、中央支部の内外に対しては支部を代表する役割を担っています。

支部長の選任にあたっては支部内に支部長選考委員会を設置することになっており、中央支部でも新支部長の選任にあたっては現支部長が部長会の承認を得て支部長選考委員会の設置と委員の指名を行うことになっています。

選考委員会で選考した新支部長候補については、現執行委員会の承認を得た上で、東京協会会長の任命を受けることになります。

なお、支部長選考委員会は現支部長、支部顧問1名、支部部長会構成委員4名、東京協会の部・委員会構成員である支部会員1名、現総務部長から構成されることになっています。

Q19 歴代の支部長はどんな人？

中央支部は昭和34年、社団法人中小企業診断協会東京支部中央支会としてはじまり、平成24年、公益法人改革により一般社団法人東京都中小企業診断士協会中央支部となりました。

歴代の支部長は、中央支会の時代から、初代永井金蔵先生（当時支会長）以下、現高橋支部長で19代になります。現役の支部顧問小林勇治先生（10代）以降を紹介すると、

- 小林 勇治先生（元東京支部支部長、元診断協会副会長、現中央支部顧問）
- 宮崎 一紀先生（元中央支部顧問）（物故されました）
- 小出 康之先生（東京協会初代会長、元中央支部顧問）
- 小野 修一先生（現中央支部顧問）
- 松枝 憲司先生（現診断士協会会長、現中央支部顧問）
- 八木田鶴子先生（現中央支部顧問）
- 兼子 俊江先生（現東京協会副会長、現中央支部顧問）
- 弥富 尚志先生（現中央支部顧問）
- 佐藤 裕二先生（前中央支部長）
- 高橋 利忠先生（現中央支部長）

が歴代の支会長・支部長を務められています。



Q20 副支部長って何？

副支部長は、支部長を補佐し、支部長に不測の事態が生じた際にその職務を代行します。副支部長の選考に当たっては、支部内に設置された支部長選考委員会で新支部長が選任され、執行委員会の承認を得た新支部長が、新副支部長候補を指名し、本人の承諾を得ることになっています。

なお現在は、大根田陽介副支部長、大野進一副支部長、小島慶亮副支部長、西原寛人副支部長、松島大介副支部長、若林和哉副支部長がその任にあっています。

Q21 部会って何？

部会とは、支部の業務を執行する組織です。中央支部には、総務部、経理部、広報部、能力開発推進部、研究会部、会員部、青年部、国際部、渉外部、事業推進部および実務従事支援部の11の部会があります。

各部会は、部長、副部長、部会員で構成されています。各部会の部長は、執行委員のうちから支部長が選考し、執行委員会の承認を受けて、支部長が委嘱します。

部長は、支部長の命を受け、各部会の業務を統括・遂行します。副部長は、部長が支部会員の中から支部長に推薦し、支部長が委嘱します。部会員は、部長が支部会員の中から選任します。副部長および部会員は、部長の命を受け、各部の業務を遂行します。

各部会のメンバリストや活動の概要は、中央支部ホームページの支部会員専用ページにある「部会一覧」のページの中の各部会毎の詳細ページでご確認いただくことができます。

支部会員専用ページへのログインの仕方は「Q86 支部ホームページの『支部会員専用ページ』に入るID・パスワードは？」を参照してください。

Q22 総務部って何をしているの？

総務部は中央支部のインフラ的業務を支えています。

主な担当業務は以下の通りです。

- 会議（支部大会・部長会・執行委員会など）の運営（資料準備・議事録）
- 規則等の管理
- 中央支部事務所の管理・運営（予約管理、鍵管理、複合機管理、備品管理、共同維持管理）
- 支部役職者、部会員、委員会メンバー、プロジェクトメンバーの名簿管理
- 支部活動スケジュールの統合管理
- 支部長の各種サポート（専門家登録窓口、公式伝達など）
- 総務部主管イベントの企画・運営、等

入部希望者はお気軽に総務部長まで連絡ください。

総務部長（磯山 隆志）：soumu@rmc-chuo.jp



Q23 経理部って何をしているの？

経理部は中央支部の予算執行の適正管理を担当しています。

主な担当業務は以下の通りです。

- 期中の出納業務、記帳処理
- 当年度決算処理
- 次年度予算策定
- 監査（期中・期末）の受検
- 中央支部カンファレンス等支部公式大規模イベントでの受付業務
- 東京協会事務局、他支部と情報共有、業務の連携、等

入部希望者はお気軽に経理部長まで連絡ください。

経理部長（金子 和博）：keiri@rmc-chuo.jp



Q24 広報部って何をしているの？

広報部はホームページの更新、メールマガジンの発行、広報誌の発行などを通じて、支部組織内外に対して、支部活動の情報を提供しています。

主な担当業務は以下の通りです。

- 中央支部ホームページの管理・運営、コンテンツ充実
- e ニュース、中央支部メールマガジンの編集・発刊
- 中央支部パンフレット等の外部向け発信媒体の整備、等

入部希望者はお気軽に広報部長まで連絡ください。

広報部長（遠藤（星） 多絵子）：kouhou@rmc-chuo.jp

Q25 能力開発推進部って何をしているの？

能力開発推進部は、ビジネスに役立つ知識を提供する「知のホットコーナー」、診断士業務スキルに直結する「技のホットコーナー」、2つのセミナー・研修会を企画・運営、年6回程度開催することにより、会員の能力開発等に関する場を提供しています。

主な担当業務は以下の通りです。

- 「知のホットコーナー」「技のホットコーナー」の開催
- 他支部、他部との合同イベント等の企画・運営、等

入部希望者はお気軽に能力開発推進部長まで連絡ください。

能力開発推進部長（小野田 直人）：noukai@rmc-chuo.jp



Q26 研究会部って何をしているの？

研究会部は、支部認定研究会・マスターコースの活性化を通じて、会員ニーズである診断スキル向上・人脈拡大等に貢献しています。

主な担当業務は以下の通りです。

- 支部認定研究会・マスターコースの活動サポート
- 支部認定研究会・マスターコースの情報発信、成果発表の支援
- 支部認定研究会・マスターコースの立ち上げの支援、等

入部希望者はお気軽に研究会部長まで連絡ください。

研究会部長（高久 雅樹）：kenkyukai@rmc-chuo.jp



Q27 会員部って何をしているの？

会員部は、会員相互の交流や親睦を深めるためのイベントを企画運営するとともに、会員の維持・拡大等に関する事項を担当しています。

主な担当業務は以下の通りです。

- 会員交流活性化、会員キャリアに資するイベントの企画運営
- 会員の獲得・維持に関する活動
- 同好会の運営・維持に関する活動

イベント企画や人脈構築に興味があり、会員部の活動について詳しく知りたい方は、お気軽に連絡ください。

会員部長（江波戸 良光）：kaiin@rmc-chuo.jp



Q28 青年部って何をしているの？

青年部は、若手が活躍する場の創生のための活動を行なっています。

主な担当業務は以下の通りです。

- 若手会員が登壇するビジネスセミナー等、若手の活躍の場の創生
- 交流イベント等、若手の交流の場の創出
- 他団体の若手経営者との交流

入部希望者はお気軽に青年部長まで連絡ください。

青年部長（古川 里奈）：seinen@rmc-chuo.jp

Q29 国際部って何をしているの？

国際部には、海外に関わるモノ・コトに興味がある支部員が所属し、中小企業の海外事業展開に関わる知見を、セミナー等で提供しています。

主な担当業務は以下の通りです。

- 国際部セミナーの企画・開催
- 中央支部 HP の海外情報コラム「グローバルウィンド」に毎月ブログ掲載
- 中小企業向け海外展開支援策に関わる政府系機関等と連携したセミナー開催、等

国際に関わるモノ・コトに興味があり、当部をよく知りたい方はお気軽に連絡ください。

国際部長（有吉 啓介）：kokusai@rmc-chuo.jp



Q30 渉外部って何をしているの？

渉外部は中央支部管轄区内の行政や公的支援機関との渉外的役割を担っています。主な担当業務は以下の通りです。

- 中央支部管轄の4区行政、東商4区支部等への渉外業務
- 4区診断士会・中央総研及び金融機関との連携・情報共有活動

入部希望者はお気軽に渉外部長まで連絡ください。

渉外部長（金子 敦彦）：shougai@rmc-chuo.jp



Q31 事業推進部って何をしているの？

事業推進部は、支部会員に対しビジネス機会の発掘と提供に関わる活動をしています。主な担当業務は以下の通りです。

- 会員のビジネス機会を創造するための／ビジネスマッチングイベント／ワークショップイベント／懇親会の実施
- 会員などのビジネスに直結する知識習得・能力向上のための、セミナーやイベント実施
- 講師オーディションやセミナー開催による会員の講師登壇機会の提供
- 新たな業務提携・事業創造の機会を創るための、外部機関へ働きかけ
- 支部で社会に貢献する活動を幅広く推進し、社会課題を解決するための支部活動を発掘、支援する、等

入部希望者はお気軽に事業推進部長まで連絡ください。

事業推進部長（齋藤 司昂）：businesssouzou@rmc-chuo.jp

Q32 実務従事支援部って何をしているの？

実務従事支援部は、実務補習や実務従事での診断実務を通じた会員の実務能力向上の機会の企画・運営に関わる活動を行っています。

主な担当業務は以下の通りです。

- 実務従事カンファレンスおよび Web マッチングによる実務従事案件の提供・手続き
- 実務補習における東京協会実務補習運営委員会との協力・実施
- 指導員育成（指導員説明会、新任指導員・副指導員に対する個別支援）
- 診断の基本を習得するためのツール整備、等

入部希望者はお気軽に実務従事支援部長まで連絡ください。

実務従事支援部長（水口 健）：jitsumujuujishien@rmc-chuo.jp

Q33 委員会って何？

東京協会では、各支部において、支部の運営を円滑に行うため、部会の他に委員会を設置することができるようになっています（東京協会支部設置運用規定第9条）。

中央支部ではこの定めをうけて、11の部会の他に、恒常的な機能については委員会、一定期間内に課題を解決する機能についてはプロジェクトを設けるようにしています。この定めにもとづく委員会として現在中央支部では、「中央支部まつり実行委員会」「情報管理委員会」「支部表彰者選考委員会」「ビジネス推進委員会」「社会貢献事業委員会」の他、支部長の諮問機関として「正副支部長会議」が設置されています。

なお、支部設置運用規定9条の定めとは別に、中央支部では、毎年一時的に設けられる支部長選考委員会、執行委員等選考委員会、表彰委員会、恒常的に設けられている事務所運営委員会が存在しています。



Q34 プロジェクトって何？

プロジェクトは、支部の業務を執行する組織の一つで、与えられた課題を一定期間内に解決または完成するための機能を持ち、かつ各部門から選出されたメンバによって構成されます。

現在、中央支部には、「スプリングフォーラム（支部管轄）プロジェクト」、「中央支部カンファレンスプロジェクト」、「オータム・フォーラムプロジェクト」、「中央支部まつり（秋まつり）」、「支部合宿プロジェクト」「社外取締役養成講座プロジェクト」「チューター制度検討プロジェクト」「健康増進活動支援プロジェクト」「同好会活動支援プロジェクト」「賀詞交歓会外部会場化プロジェクト」のプロジェクトが活動しています（令和6年4月1日現在）。

各プロジェクトのプロジェクトリーダーは、執行委員の中から支部長が委嘱します。プロジェクトリーダーは、支部長の命を受け、プロジェクトチームの業務を遂行します。プロジェクトメンバは、部会員等から選出します（部会に参加していない支部会員がプロジェクトに参画できる場合もあります）。

Q35 支部大会って何？

支部大会とは、支部における公式会議の一つで、全支部会員により構成される会議です。

支部大会は、毎年1回事業年度の終了後に開催され、中央支部では、毎年、4月～5月の間のいずれかの土曜日に行われる中央支部カンファレンスの中で支部大会が行われています。

中央支部の支部大会では、前事業年度の事業報告、決算報告、監査報告、支部表彰、および、次事業年度の活動方針説明、予算説明、支部会員意識調査等が行われます。

Q36 執行委員会って何？

執行委員会は、支部における公式会議の一つで、執行委員で構成され、支部の事業（取組み）方針や予算などの重要事項を審議決定する唯一の機関です。執行委員会は、あらかじめ部長会で審議された議案をもとに、次の3つの事項を審議決定します。

- ① 支部の業務に関する事
- ② 執行委員に関する事
- ③ 支部大会で報告すべき事項

執行委員会において審議決定された事業方針・予算をもとに、正副支部長、各部会、各委員会、各プロジェクトが支部の業務を執行します。

Q37 部長会って何？

部長会は、支部における公式会議の一つで、支部長、副支部長、部長、委員長をもって構成すると決められています。

部長会は執行委員会の委任を受けて、支部業務の執行、その他支部の運営に関し必要な事項を処理し、執行委員会に付議する事項を審議します。

Q38 正副支部長会議って何？

正副支部長会議は支部長の諮問機関で、支部長その他、副支部長が構成メンバです。必要に応じ、正副支部長以外のメンバが参加する場合があります。

正副支部長会議は、支部長が重要と認めたものを諮問し、副支部長がこれについて協議し答申する場です。

この正副支部長会議は、東京協会支部設置運用規定第9条で定める委員会の規定にもとづき設けられています。



Q39 顧問、政策委員、参与って何？

顧問、政策委員、参与は、支部活動に功労のあった方で、支部長の諮問に応え、支部の運営および事業に関して意見・助言を行います。顧問、政策委員および参与は、執行委員会の推薦により支部長が委嘱しています。

慣例的に、顧問は、支部長（旧支会長）経験者、政策委員は、副支部長（旧副支会長）・部長複数年次経験者、参与は特別功労者が委嘱されています。

Q40 支部の役職者ってどんな人？

支部の役職者とは、執行委員、支部長、副支部長、部長、委員長、プロジェクトリーダー、顧問・政策委員・参与、監査委員をさします。

執行委員は、比較的若手の会員も任命されています。

現役執行部である支部長、副支部長、部長、委員長、プロジェクトリーダーは、ベテラン会員や中堅会員が任命されています。

顧問・政策委員・参与は、支部活動の第一線からは一歩身を引いて後進に助言を与える大ベテランの会員です。

Q41 支部の役職者はお金をもらってやっているの？

支部活動は、支部会員の自発的活動でなりたっていますので、基本的には、「報酬」はありません。

ただし、執行委員、支部長、副支部長、部長、委員長、プロジェクトリーダー、顧問・政策委員・参与、監査委員、部会員、委員会メンバ、プロジェクトメンバ、実行委員等による、支部活動を企画運営する活動への参加に対して交通費が支給されます。

Q42 支部の役職者はどうやって選ばれているの？

支部長は支部長選考委員会が選任し、執行委員会の承認を得て、東京協会長の任命を受けます。

副支部長および総務部長は支部長が指名します。

執行委員および監査委員、部長、委員長、顧問・政策委員・参与は、執行委員等選考委員会が選考し、執行委員会の承認を得て選任されます。

部長、委員長は執行委員から選考されます。

プロジェクトリーダーは、執行委員から支部長が委嘱します。

Q43 部長会や執行委員会を傍聴することはできるの？

支部としての正式会議の秩序を乱さず、支部活動の推進を妨害する関わりでなければ、部長会、執行委員会ともに、会議の傍聴は可能です。

これまででも、会議の正式構成メンバではない会員が傍聴したケースはあります。ただし、発言は議長の統制のもと制限されます。また、会議内容によっては傍聴が認められない場合があります。

会議傍聴希望者は、事前に総務部長に連絡してください。

総務部長（磯山 隆志）：soumu@rmc-chuo.jp



Q44 支部の運営にはどうしたら参加できるの？

中央支部の運営には、主に部会活動、および委員会・プロジェクトをとおして参加できます。中央支部には、11の部会活動と多くの委員会・プロジェクトがあるため、運営に参加する機会が数多くあります。

運営に携わることで、各部会・各委員会・各プロジェクトの活動を知ることができることはもちろんですが、中央支部カンファレンス等のイベント運営にも参画できます。また、運営に積極的に関わることで、執行委員になれるチャンスがあります。執行委員になると、支部運営の方向性を決める役割を担うことができます。

なお、より支部中枢の運営を担っているのは、支部長、副支部長、部長、委員長、プロジェクトリーダー等です。これらの役割については、支部活動で多くの実績を積み上げられた支部会員が担っています。

Q45 部会員、委員会メンバ、プロジェクトメンバにはどうしたらなるの？

部会員になるためには、入部をご希望する部会の部長に直接あるいはメール等にてご相談ください。中央支部の会員であれば、どなたでも参加できます。

各部長のメールアドレスや活動内容を確認する場合は、中央支部ホームページの支部会員専用ページにある「部会一覧」の中の各部会毎の詳細ページに記載されているので、ご参照ください。

委員会メンバ、プロジェクトメンバになるためには、参加を希望する委員会・プロジェクトの委員長・リーダーにご相談ください。多くの場合、委員会メンバ、プロジェクトメンバは部会員の中から選出されますが、部会員でない支部会員も参加が認められる場合があります。積極的にご参加ください。

支部会員専用ページへのログインの仕方は「Q86 支部ホームページの『支部会員専用ページ』に入るID・パスワードは？」を参照してください。

Q46 部会活動や委員会活動、プロジェクト活動に参加するメリットって何？

部会活動やプロジェクト活動に参加するメリットは、下記3点が挙げられます。

① 人脈づくりに有効

部会活動をとおして、部会員や他の部会との人脈拡大に繋がります。また、委員会やプロジェクトは部会を横断してメンバが人選されるので、更なる人脈拡大が期待できます。

② 充実した診断士ライフ

支部の運営に参加することで診断士活動の幅が広がります。また、新人でも参加ができるため、早い段階から診断士ライフを充実させることができます。

③ ビジネスチャンスや情報のキャッチに繋がる

支部活動に参加することで、将来のビジネスに繋がる人脈、およびいち早く協会や診断士に係る情報を獲得することができます。

また、支部活動に積極的に参加していることは、支部のビジネス案件の選考にあたって考慮されます。



Q47 支部の運営費はどこからお金が出ているの？

支部の運営費は、東京協会の正・準会員の会費の中から支部事業費として各支部に交付された助成金で賄われています。また、支部が行う各種イベントに関しては、参加者から徴収する参加費も運営費に充当されています。

Q48 会費は何に使われているの？

中央支部には、総務部、経理部、広報部、能力開発推進部、研究会部、会員部、青年部、国際部、渉外部、事業推進部、実務従事支援部の11の部会、複数の委員会・プロジェクト、数多くの認定研究会・マスターコースがあります。

年会費は、これらを通じて、会員の交流のための事業、会員の便益向上のための事業、会員の福利厚生のための事業、会員の能力向上を図るための事業、会員に対するビジネス機会提供のための事業、およびこれらを支える支部の諸活動等に使用されています。

Q49 年会費に関する問い合わせはどこにすればいいの？

年会費の問い合わせは、東京協会事務局あてに行ってください。なお、年会費は50,000円です。

東京協会 事務局

電話：03-5550-0033 メール：info_tokyo@t-smeca.com

Q50 年会費は分割払いできるの？

年会費は、毎年4月1日現在で在籍している会員について、年額を一括で納付していただきます。分割での納付は受け付けていません。

年度の途中で入会した会員については、入会時期により月割計算による額を一括で納付していただきます。



Q51 支部のイベントにはどのようなものがあるの？

支部のイベントには、大きく分けて中央支部全体として実施するイベントと、各支部が主催するイベントがあります。中央支部全体として実施するイベントには、中央支部カンファレンス、中央支部まつり、事務所開き、支部合宿等があります。この他、春大会（スプリングフォーラム）、秋大会という東京協会としてのイベントの中で、各支部のイベント時間帯が設けられており、そこでも中央支部の支部としてのイベント（説明会・懇話会）が行われます。各支部が主催するイベントとしては、セミナー、研修、講演、発表会、見学会、懇親会、懇話会、家族向けイベント、異業種交流会、他支部との合同イベント等、多様なイベントが行われています。

Q52 イベント情報はどのようにキャッチしたらいいの？

イベント情報については、中央支部ホームページの「セミナー・イベント開催案内」をご覧ください。また、トップメニューにある「行事予定」には、中央支部行事・イベントだけでなく、東京協会や協会本部のイベントも反映されています。メールマガジン、eニュース、支部会員向けメール情報配信、「TOKYO SMECA ニュースデジタル」からの情報キャッチも効率的です。

Q53 イベントの詳細はどこに問い合わせたらいいの？

イベントの詳細については、イベント主催部門にお問い合わせください。主催部門の連絡先やコンタクト方法が不明の場合には、中央支部ホームページの「お問い合わせ・ご質問」コーナーからお問い合わせください。対象イベント名とイベント開催日を添えてお問い合わせ内容をご入力いただくと、主催部門担当者に伝達し、折り返し連絡をとるよう手続きします。

Q54 支部のイベントには参加費用がかかるの？

中央支部では、診断士活動の輪を広げる各種イベントが能力開発推進部、研究会部、会員部、青年部、国際部、事業推進部、総務部、各種プロジェクトによって多数開催されています。これらのイベントに参加する際にかかる費用ですが、無料のものから500円、1,000円、2,000円、3,000円かかるものなどさまざまです。参加費用は、会場使用料、資料作成費用、講師謝礼等を回収するためのものです。それぞれのイベントで参加費用がかかるのかどうかについては、中央支部ホームページや「TOKYO SMECA ニュースデジタル」の支部だよりに掲載されていますので、ご参照ください。なお、イベント終了後の懇親会に参加する場合は、実費負担になっています。

Q55 支部のイベントに参加するにはどうしたらいいの？

支部のイベントには、参加するために事前申し込みの必要があるものと必要がないものがあります。事前申し込みが必要な場合のイベントへの参加方法は、基本的には、中小企業診断協会ホームページの「会員専用マイページ」にログインし、「イベント情報」に表示されているイベントの詳細画面から参加登録する方法になりますが、これとは別にイベント専用の案内・申し込みサイトや参加受付のメールアドレスが用意されている場合もあります。事前申し込みが必要ないもの（代表的な例は中央支部事務所開き）の場合は、そのままご参加ください。

具体的な参加方法は、会員専用マイページの「イベント情報」や中央支部ホームページの「セミナー・イベント開催案内」ページ、中央支部eニュース等に掲載される、各イベントの告知の中に、参加方法の記載がありますので、そちらを参照してください。



Q56 支部のイベントに非会員の知人を同行させることはできるの？

イベントによって、非会員の知人を同行させることができるものと、できないものがあります。同行の可否は、対象イベントの主催部門がイベントの性格などに応じて、イベントごとに判断を行っています。イベントの告知文章などで、同行に関する可否の記載がなければ、イベントの主催部門にお問い合わせください。

主催部門やコンタクト方法が不明な場合には、中央支部ホームページの「お問い合わせ・ご質問」コーナーからお問い合わせください。

イベント名とイベント開催日を添えてお問い合わせ内容をご入力いただければ、主催部門担当者に伝達し、折り返し連絡をとります。

Q57 会員専用マイページから申し込み済みのイベントをキャンセルするにはどうしたらいいの？

会員専用マイページからはキャンセル手続きを行うことができません。対象イベントの主催部門に直接キャンセルのご連絡をお願いいたします。

主催部門や連絡先が不明の場合には、中央支部ホームページの「お問い合わせ・ご質問」コーナーから、対象イベント名とイベント開催日を添えてお申し出ください。主催部門担当者に伝達し、キャンセル手続きをとります。

なお、お申し出の時期によってはキャンセルできない場合があります。

Q58 申込期限を過ぎて申し込んだイベントの受理可否はどうしたら確認できるの？

申込期限を過ぎて申し込んだイベントの受理可否については、対象イベントの主催部門にお問い合わせください。

主催部門の連絡先やコンタクト方法が不明の場合には、中央支部ホームページの「お問い合わせ・ご質問」コーナーからお問い合わせください。

対象イベント名とイベント開催日を添えてお問い合わせ内容をご入力いただければ、主催部門担当者に伝達し、折り返し連絡をとるよう手続きします。

なお、お問い合わせの時期によっては、イベント開始時までにご連絡がとれない場合があります。



Q59 支部の研究会にはどのようなものがあるの？

中央支部には下記の16の認定研究会があります（令和6年3月1日現在）。中央支部ホームページの「研究会」をご参照ください。

研究会名	連絡幹事 (敬称略)	連絡先
人生100年道場研究会	宇都宮 徳久	utsunomiya-t@jcom.home.ne.jp
ビジネスモデル研究会	平田 仁志	hhirata@v07.itscom.net
IBS (インテリアビジネス) 研究会	宮川 公夫	miyakawk@f4.dion.ne.jp
MIF (生産革新フォーラム) 研究会	葉 恒二	RSE12205@nifty.com
フレッシュ診断士研究会	小林 勇治	kobayashi@e-mcg.net
老舗企業研究会	吉野 太佳子	tyoshino@icloud.co.jp
思想・哲学研究会	糠澤 敦宏	nukazawa.a@gmail.com
企業内診断士ビジネス連携研究会	新谷 直博	bizren.renraku2@gmail.com
実践的プロモーション研究会	鈴木 克実	suzukatsu.i415083@gmail.com
AI・人工知能研究会	木伏 源太	genta-kibushi@muf.biglobe.ne.jp
プレゼンスキルアップ研究会	古山 亮一	furuyama0401@icloud.com
不動産コンサルティング研究会	貫田 次郎	jn.workandplay@gmail.com
士業 & コンサルコンテンツマーケティング研究会	土佐林 義孝	tosabayashi@gmail.com
ふらっと研究会	植竹 康朋	VYF01075@nifty.com
顧客獲得研究会	五十嵐 和也	igarashi@exwill.jp



Q60 支部のマスターコースって何？

マスターコースは、主にプロコン養成を目的として、コンサルや講師などのスキル獲得のために設けられた場です。おおむね1年でのカリキュラムが組まれています。また、実務従事ポイントの取得が可能となるマスターコースも少なくありません。中央支部ホームページの「マスターコース」をご参照ください。

中央支部には下記の16の認定マスターコースがあります（令和6年3月1日現在）。

マスターコース名	連絡幹事 (敬称略)	連絡先
ものづくりプロコン養成コース TKK マンダラ法マスターコース	黒田 学	mnabu-kuroda@keieisoken.co.jp
サステナブル経営財務マスターコース	中出 隆明	nakade1003tnrr@gmail.com
経営革新のコンサルティング・アプローチ マスターコース	田中 一史	tanakahitoshi25@yahoo.co.jp
プロ講師養成講座マスターコース	和氣 俊郎	gitane_wake@yahoo.co.jp
稼げる！プロコン育成塾マスターコース	浅野 融	tasano@atkken.com
ファッションビジネス・リデザイン支援 マスターコース	吉村 昌弘	tkaneko@wind.email.ne.jp
中小企業支援プロジェクトマネージャ養成 マスターコース	二本松 貴之	kuropuri113@gmail.com
アグリビジネス経営支援研究会 マスターコース	島田 哲雄	appleiistd@gmail.com
売れる！人気プロ研修講師・コンサルタント 養成講座マスターコース	坪田 修	o.tsubota567@sirius.ocn.ne.jp
みんなのプロコン塾～活躍する診断士の王道、 テオリア・メソッド！マスターコース	竹原 広機	juku-admin@minpro.tokyo
経営コンサルタント養成塾マスターコース	原田 総介	info@keiconjuku.com
事業承継支援専門家養成講座マスターコース	沼田 和広	kaz-numata@mub.biglobe.ne.jp
pwmc パラレルワークマスターコース	宇野 毅	tuno@m6.gyao.ne.jp
「新時代型」経営 & チームコンサルティング 実戦マスターコース（新時代型実戦 MC）	大井 秀人	hideto.pug.oi@gmail.com
経営力再構築伴走支援型コンサルタント 養成コースマスターコース	村上 雅宣	Masanobu19711025@gmail.com

Q61 研究会やマスターコースの詳細を知るにはどうしたらいいの？

認定研究会の詳細は中央支部ホームページ「研究会」ページをご覧ください。「研究会概要」をクリックいただくと、研究会一覧が表示されます。各々の研究会の詳細は、「続きを読む」ボタンを押して内容の確認をしてください。

認定マスターコースの詳細も中央支部ホームページの「マスターコース」ページに掲載されています。

その他、春大会（スプリングフォーラム）、中央支部カンファレンス、秋大会、中央支部まつり等各種イベントでも、研究会・マスターコースの紹介をしています。現役の参加メンバーから内容を聞くことのできるよい機会です。ぜひご活用ください。

また毎年、研究会・マスターコースの活動事例発表会も開催しています。実際の活動内容や成果を知ることのできるチャンスです。

なお、「TOKYO SMECA ニュースデジタル」にも活動スケジュールや内容が掲載されていますので、こちらも合わせてご活用ください。

Q62 研究会やマスターコースに入るメリットは何？

認定研究会・マスターコースに参加するメリットとして、以下のことが挙げられます。

- 特定分野の知見を深めることができる。
- 人的ネットワークを作ることができる。
- 情報交換の場を得ることができる。

中央支部ホームページには、認定研究会・マスターコースの紹介が載っています。ぜひご覧になり、メリットの得られそうな研究会・マスターコースを探してください。

Q63 研究会やマスターコースに入るにはどうしたらいいの？

お申し込みの方法は、認定研究会・マスターコースごとに異なりますので、各研究会・マスターコースの担当者へ直接お問い合わせください。

各研究会・マスターコースの担当者については、支部ホームページの「研究会」ページ、「マスターコース」ページでご確認ください。または、「TOKYO SMECA ニュースデジタル」にも掲載があります。

事前説明会、体験講義、見学会などを設けている場合もありますので、まずはご興味のある研究会・マスターコースまでお気軽にご連絡ください。

あわせて、「Q59 支部の研究会にはどのようなものがあるの?」「Q60 支部のマスターコースって何?」も参照ください。

なお、認定研究会には、診断士の場合、東京協会の会員になっていなければ加入することができませんのでご注意ください。

Q64 協会・支部に入会しないと研究会やマスターコースには入れないの？

認定研究会への入会ルールは、下記のとおりです。

診断士が入会するためには、東京協会に加入していることが条件です。中央支部認定の研究会・マスターコースには主に中央支部の会員が入会していますが、上記の条件を満たしていれば、他支部の会員も入会できます。

また、他の土業や専門性のある民間コンサルタント等は、東京協会加入等の条件はなく、認定研究会・マスターコースの運営にとってプラスとなる専門家の方であれば、入会できます。

Q65 研究会やマスターコースにかかる参加費用はいくらぐらい？

研究会にかかる費用は、年額 1,000 円～ 15,000 円程度です。会場使用料などの実費負担のみの研究会もあります。

マスターコースにかかる費用は年額 50,000 円～ 200,000 円程度です。年額 3,000 円のマスターコースもあります。ただし、会費設定方法・徴収方法は認定研究会・マスターコースによります。

認定研究会・マスターコースの紹介は中央支部のホームページに載っていますので、是非ご覧になってください。

Q66 研究会やマスターコースを自分でつくるにはどうしたらいいの？

中央支部認定の研究会やマスターコースを立ち上げるには、「認定申請書」を研究会部長に提出する必要があります。申請には、研究会、マスターコースとも設立発起人として支部会員が3名以上必要です。

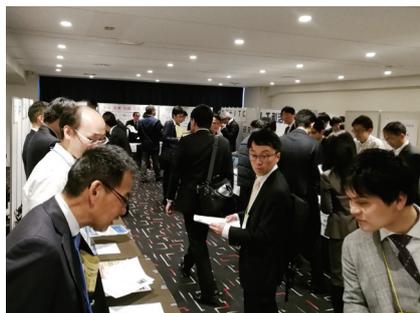
認定研究会の会員構成の要件は、下記のとおりです。

- ① 認定研究会の会員数は5名以上であって、かつ、中央支部会員が過半数で構成されること。
- ② 認定研究会の役員は代表幹事、連絡幹事等とし、すべて中央支部会員であること。
- ③ 他の土業や専門性のある民間コンサルタント等も、認定研究会に入会することができる。ただし、東京協会に加入していない診断士は、認定研究会に入会することができない。

認定マスターコースの会員構成の要件は、下記のとおりです。

- ① 認定マスターコースの役員は、代表幹事、連絡幹事等とし、すべて中央支部会員であること。

詳しくは、支部会員専用ページにある「認定研究会管理規則」、「認定マスターコース管理規則」をご参照ください。支部会員専用ページへのログインの仕方は「Q86 支部ホームページの『支部会員専用ページ』に入るID・パスワードは？」を参照してください。



Q67 支部にはどのような診断士向けビジネス機会があるの？

東京協会・中央支部には、

- ① 東京協会に外部から案件委託がある場合
(東京協会が主体となって受託し、各支部からの推薦者を担当者として案件対応する)
- ② 東京協会に外部から担当者のあっせん依頼がある場合 (東京協会が各支部からの推薦者をあっせん)
- ③ 中央支部に外部から案件委託または担当者のあっせん依頼がある場合
- ④ 部会活動やプロジェクト活動を通じ、ビジネスニーズをもつ外部企業・団体との接点をもつ場合
- ⑤ 各種イベントの参加を通じて、ビジネスニーズをもつ外部企業・団体との接点をもつ場合

といったビジネスルート・ビジネス機会があります。

ビジネス機会の内容としては、

- ① 経営改善計画策定支援事業、金融機関の中小企業経営支援事業など
- ② 経営相談員、補助金審査員など
- ③ 補助金サポート員、セミナー講師など
- ④ 企業研修、執筆など

があります。(令和6年2月29日現在)



Q68 協会や支部のビジネス案件は、どうやって担当者が決まるの？

東京協会や支部のビジネス案件の担当者の決定方法は、いくつかのパターンがあります。ここでは代表的なパターンとその他のパターンを紹介します。

1 代表的なパターン

東京協会専門家登録をしている会員を対象に選出する方法があります。具体的な選出プロセスを以下に示します。案件発生時に、東京協会専門家登録をしている会員を対象に、情報配信（応募）を行います。支部長が、下記の要素に基づいて審査を行います。

- ① 案件内容に対する適性
- ② 東京協会・中央支部への活動参画状況
- ③ 推薦者の有無
- ④ 会費納入状況、等

支部長により、東京協会案件への推薦者、もしくは中央支部案件のアサイン者の決定をします。

2 その他のパターン

東京協会専門家登録をしている会員から選出する以外に、下記のようなパターンもあります。

- ① 全支部会員を対象に情報配信（公募）を行い、選出する方法
- ② 支部長判断により、適任者から選出する方法

これらのパターンについては、案件の性格や状況によって、使い分けられています。

Q69 自分の能力やキャリアを支部にアピールするにはどうしたらいいの？

自分の能力やキャリアを外部にアピールする仕組みとしては、中小企業診断協会の「診断士キャリア情報システム」があります。これは、会員の得意分野や専門業種、コンサルティング実績や講演、原稿執筆などの詳細なキャリア情報をデータベース化しているものです。この情報は外部公開されており、支部会員はもとより、一般の方・外部機関へのアピールとなります。診断士キャリア情報システムに自らの情報を登録するには、中小企業診断協会の「会員専用マイページ」にある「個人情報を入力・修正・照会」の「キャリア情報」を入力してください。

自分の能力やキャリアを支部に登録しておく仕組みとしては、東京協会専門家登録制度があります。専門家登録をしておくことで、中央支部を通じビジネス案件が紹介されます。ただし、東京協会専門家登録制度では、詳細な能力・キャリアを登録する仕組みにはなっていません。支部活動への積極的な参画を通じて、支部長や各部長などと人間関係をつくり、その中で自らの能力やキャリアをアピールすることを重視する会員も少なくありません。

Q70 東京協会専門家登録制度って何？

東京協会では、中小企業の経営支援に関して多数の案件の引き合いを受けており、今後も増加することが見込まれています。これらに対応するために、中小企業支援の経験のある会員を各支部から東京協会に推薦・登録をしておき、今後のビジネス案件の対応者・推薦者をアサインしていくこととしています。こうしてできた仕組みが、東京協会専門家登録制度です。

東京協会専門家登録制度のもとで、中央支部においては、次の4種類の登録区分によって、希望者を登録しています。

- A区分：独立診断士として、中小企業支援経験があり、一人で支援ができる。
- B区分：独立診断士として、中小企業支援経験は少ないが、今後経験を積みたい。
- C区分：企業内診断士として、中小企業支援経験があり、一人で支援ができる。
- D区分：企業内診断士として、中小企業支援経験は少ないが、今後経験を積みたい。

なお、登録をしても実際のビジネス案件へのアサインを保証するものではありません。

東京協会専門家登録制度に登録した会員には、ビジネス案件の引き合い情報が発生した際に、その募集情報等がメールで配信されます。ビジネス案件募集情報を受け取っても、応募するか否かは任意です。

「Q68 協会や支部のビジネス案件は、どうやって担当者が決まるの？」もご参照ください。

Q71 東京協会専門家登録制度にはどうやって登録するの？

東京協会専門家登録制度は、中央支部においては総務部長が登録窓口となっています。登録希望者は、総務部長まで、メールにて登録希望の旨をご連絡ください。折り返し、登録シートが送られますので、それに記入し、総務部長へ送付してください。

総務部長（磯山 隆志）：soumu@rmc-chuo.jp

Q72 東京協会専門家登録制度で、今までどのようなビジネス案件が提供されていたの？

東京協会専門家登録制度では、これまで、金融機関経営指導員育成事業担当者、信用保証協会セミナー講師、国税酒税行政研修講師、ものづくり補助金審査員、ものづくり補助金事務局専従者、経営改善計画策定支援事業（国）担当者、経営改善計画策定支援（民間）担当者、金融機関依頼経営指導員、補助金申請サポーター、都立図書館創業相談員、商店街訪問支援担当者、小規模事業者持続化補助金審査員、小規模事業者持続化補助金相談員、第二創業セミナー講師、映像機構補助金検査員、金融機関依頼事業診断担当者、東京都中小企業振興公社登録専門家、中小機構企業調査担当者、働き方改革支援事業登録専門家、価格交渉サポート事業担当者、価格交渉サポートセミナー講師、東京都観光関連事業派遣専門家、信用金庫向け事業性評価、大手コンサルティング会社案件等のビジネス案件が提供されています。（令和6年2月29日現在）

Q73 令和6年度に新しく始まることはありますか？

中央支部では、今年度新たに以下のような取り組みを予定しています。

- ① 社外取締役養成講座の新設
 - ・VUCAの時代、多様性を踏まえた意思決定が各企業に求められる中で、社外取締役のニーズは高まっています（特に女性役員などは社会において不足しています）。日本経済や事業者様の成長発展により社会貢献したいとの思いから、中央支部が主体となり、社外取締役養成講座を開講することとしました。
 - ・講座では、社外役員として活躍するために不可欠な知識とスキルを習得します。実施は毎月第2土曜日で、2024年6月から2025年5月の年12回の講座です。会場は、東京協会中央支部事務所になります。費用は33万円（税込）です。
 - ・講師陣は、土業専門家のほか上場企業社長経験者など、実務経験の豊富な方々にご登壇いただきます。
 - ・対象は、中小企業診断協会加盟の診断士（東京協会会員2／3以上）で、定員は30名です。社外取締役・監査役等の社外役員を目指す方は、この機会にぜひご参加ください。
- ② チューター制度の開始
 - ・新しく中央支部に入られた方向けに、気軽に相談できる場として、チューター制度を設立します。
 - ・内容は、新入会員（最大5人）に対し2人のチューターをつけて1グループとし、定期的なコミュニケーションを図っていく体制を作ります。チューターのうち1人は若手診断士（5年未満）、1人はベテラン診断士（5年以上）です。期間は半年間（6-11月）で、その間4回程度の相談会を設ける予定です。他の診断士がどんな活動をしているかを把握したり、チューター側からも個別のアドバイスを受けたりすることができますので、診断士活動のペースメーカーにしたいだけだと思います。
 - ・対象は、2024年1月以降に中央支部に入会をされた方もしくは今後中央支部に入会予定の方。ふるってご参加ください。2024年秋についても募集を予定しています（2024年12月スタートを予定）。
- ③ 同好会規定の新設
 - ・会員の健康維持増進や中央支部内のコミュニケーション活性化を図る目的で、2024年4月から同好会規定を新設します。同好会設立を促進し、新設同好会には2年間、一定額の補助が出ます。テニス同好会などが立ち上がる予定です。中央支部内で同好会に関する告知がありますので、ご関心ある方はお気軽にご参加ください。

④ “診断士の Well-being”

やりがいのある診断士活動に、ついつい時間も忘れ仕事に没頭してしまうことはありませんか？

お客様対応や世の中の流れに神経を使うことも多い現代社会。

知らず知らずのうちに疲弊することのないよう診断士の身体的・精神的・社会的に良好な状態を目指し、中央支部会員の心身両面の健康維持増進につながるセミナー等を企画・開催していきます。

Q74 実務補習事業の指導員（副指導員）になるにはどうしたらいいの？

実務補習の指導員の登録要件は、以下の①の基準（法令要件）を満たし、かつ②～⑥の全ての基準を満たすことが必要です。

- ① 経営コンサルタント業を主たる事業として、5年以上営む診断士（従業員として経営コンサルタントに従事する期間が5年以上の診断士を含む。）であって、中小企業の経営方法又は技術に関する研修に係る実習の指導経験を有する者であること。
- ② 協会が実施する実務補習において1回以上の副指導員経験を有し、東京協会での審査で特に認めた診断士
- ③ 東京協会の正会員であること。
- ④ 東京協会が定めた実施マニュアルの定めを遵守し事業を行うことに同意すること。
- ⑤ 過去に協会が実施する実務補習その他の協会事業においてトラブルがなかったこと。
- ⑥ 過去に実務補習事業において制度に対する理解不足に起因する散漫な事務処理等で事業運営に支障を来たしたことがなかったこと。

実務補習指導員については、3年周期の登録を行います。3年間の登録期間中に、追加登録を希望する場合は、実務補習の案件を提供できる限りにおいて登録を受け付けます。

いずれにしても中央支部長の推薦が必要となります。総務部長にお問い合わせください。

実務補習の副指導員は東京協会の独自の制度です。以下の①～②のいずれかの基準を満たし、かつ指導員の登録要件の上記③～⑥の全ての基準を満たすことが必要です。

- ① 原則として、診断士登録後3年以上経過している者で（ただし、経歴等により3年未満でも採用される場合があります）、かつ以下のいずれかに該当する者。
 1. 実務補習先企業と同じ業種の経験を有し当該業種に精通している者。
 2. 診断士として独立を考えている者または従業員として経営コンサルタントに従事することを考えている者。
- ② 東京協会での審査で特に認めた診断士。

副指導員の審査にあたっては支部長の承認が必要となります。こちらも実務補習指導員をされている方か、総務部長にお問い合わせください。

総務部長（磯山 隆志）：soumu@rmc-chuo.jp

Q75 実務従事事業の指導員（副指導員）になるにはどうしたらいいの？

実務従事事業の指導員の登録要件は、以下の①～②のいずれかの基準を満たし、かつ③～⑥の全ての基準を満たすことが必要です。

- ① 経営コンサルタント業を主たる事業として、原則として3年以上営む診断士（従業員として経営コンサルタントに従事する期間が3年以上の診断士を含む）。
- ② 協会が実施する実務補習または東京協会が実施する実務従事事業において1回以上の副指導員経験を有し、東京協会での審査で特に認めた診断士。
- ③ 東京協会の正会員であること。
- ④ 東京協会が定めた実施マニュアルの定めを遵守し事業を行うことに同意すること。
- ⑤ 過去に協会が実施する実務補習その他の協会事業においてトラブルがなかったこと。
- ⑥ 過去に実務従事事業において制度に対する理解不足に起因する散漫な事務処理等で事業運営に支障を来たしたことがなかったこと。

実務従事指導員登録ご希望の方は東京協会の「実務従事関連資料ダウンロード式」のページから指導員登録関連書式を入手のうえ、実務従事支援部経由（中央支部長経由）で東京協会にご応募ください。

実務従事支援部：jitsumujuujishien@rmc-chuo.jp

実務従事事業の副指導員の登録要件は、以下の①～②のいずれかの基準を満たし、かつ指導員と同様、上記③～⑥の全ての基準を満たすことが必要です。

- ① 原則として、診断士登録後1年以上経過している者で、かつ以下のいずれかに該当する者。
 1. 実務従事先企業と同じ業種の経験を有し当該業種に精通している者。
 2. 診断士として独立を考えている者または従業員として経営コンサルタントに従事することを考えている者。
- ② 東京協会での審査で特に認めた診断士。

なお、副指導員登録希望者は指導員または実務従事支援部にお問い合わせください。

実務従事支援部：jitsumujuujishien@rmc-chuo.jp

Q76 診断士の資格更新のための必要要件って何？

診断士の登録の有効期間は5年です。更新登録するためには、知識の補充要件と実務の従事要件の両方を満たす必要があります。

知識の補充要件：（以下のいずれかを5年間で5回以上受講等）

- ① 経済産業大臣が登録する研修機関が行う理論政策更新研修
- ② 中小企業大学校が行う支援人材向け研修
- ③ 論文審査（①の機関が実施）
- ④ ①又は②の研修の指導（講師）

実務の従事要件：（以下のいずれかを5年間で30点以上獲得）

- ① 中小企業者に対する経営診断・助言業務（1日1点）
- ② 実務補習又は養成課程の実習の指導



なお、詳細については、中小企業庁のホームページ「『中小企業診断士』関連情報」にある「中小企業診断士制度のQ&A集」でご確認ください。

Q77 支部では、実務従事ポイントを取得する機会を提供しているの？

支部では、実務従事ポイントを取得するために、次のような機会を提供しています。

- ① 支部認定研究会・マスターコースで、実務従事ポイント取得の機会を提供するところがあります。ただし、すべての認定研究会・マスターコースで提供されているわけではありませんので、各研究会、マスターコースで確認してください。
- ② 支部で、ビジネス機会を提供しています。これに参加していただくと、条件を満たせば、実務従事ポイントを取得できる場合があります。

なお、東京協会では、実務従事ポイント取得のための機会として、実務従事事業を実施しています。これに参加することによって、多くの会員が実務従事ポイントを取得しています。

Q78 資格更新時に実務従事ポイントが足りない場合どうしたらいいの？

資格更新時に実務従事ポイントが足りない場合、資格の有効期限となるまでに一定の余裕がある場合は、実務従事事業等の利用により、実務従事ポイントを取得することが基本となります。有効期限の時点で実務従事ポイントが不足する場合は、原則として資格更新できません。この場合、資格は自動的に消除されてしまいます。したがって、余裕をもって実務従事ポイントを取得することが重要になります。

東京協会の資格更新手続きでは原則的な対応しか扱えないため、特殊事情が絡む場合などは、中小企業庁へ直接問い合わせしてください。

実務従事ポイントがどうしても足りない見通しである場合は、休止手続きにより、登録有効期間の時間経過を一時的に休止することができます。ただし、休止を受け付けられるタイミング、休止から再開する場合の条件、再開後の資格更新の条件に、ルールがありますので、ご理解の上、休止の適否を判断してください。

なお、詳細については、中小企業庁のホームページ「『中小企業診断士』関連情報」にある「中小企業診断士制度のQ&A集」でご確認ください。

Q79 実務従事事業って何？

実務従事事業とは、実務従事ポイントの充足要件を満たせない会員に対して、東京協会が独自に行っている、実務従事ポイントを取得する機会の提供を行う事業です。

実務従事指導員が、実務従事ポイントの取得にふさわしい機会（診断先）を提供し、実務従事ポイント取得希望者は、実務従事指導員のもと、診断実務に共同参加し、その参加費用を東京協会に支払うものです。

参加費用は、現在、診断1日あたり6,000円（東京協会会員価格）です。また、一回の実務従事事業案件では通常6日間（6ポイント取得）が基本となります。受講者は通常4～6人程度での共同参加となり、診断報告書（共同作業の成果物）の作成が必須となります。

Q80 実務従事事業に参加するにはどうしたらいいの？

実務従事事業に参加するには、①マッチング会に参加する方法と、② Web での参加申し込みを行う方法との、2つの方法があります。

マッチング会は、東京協会のスプリングフォーラムおよび秋大会に同日開催され（平成31年度の場合）、複数の実務従事案件を各指導員がプレゼンテーションし、それを聴いた上で、その場で希望する案件への参加申し込みを行うものです。マッチング会自体の参加申し込みは、中小企業診断協会ホームページの「会員専用マイページ」にログインし、「イベント情報」に表示されているマッチング会イベントの詳細画面から行います。

また、Web での参加申し込みは、東京協会から会員に対して随時発信されるメールでの実務従事案件の募集案内に対して、そのメールに記載された URL にアクセスし、Web システム上で申し込みを行うものです。

実務従事の指導員とフェイストゥフェイスでコミュニケーションを取りたい参加希望者はマッチング会を、申し込みの利便性を重視する、あるいは希望案件や指導員が決まっている参加希望者は Web 上での参加申し込みを利用する場合があります。

Q81 実務従事事業の指導員がどういう人か知るにはどうしたらいいの？

Web での参加申し込みでは、案件内容や実務従事指導員に関する情報はメールに記載された限られたものだけです。詳しい案件情報や指導員の人となりなどをお知りになりたい場合は、実務従事マッチング会のイベントに参加し、直接指導員とお会いになることをお勧めします。

なお、実務従事事業としては、指導員の経歴等の情報は扱っていません。指導員によっては、中小企業診断協会の「診断士キャリア情報システム」やご自身のホームページで経歴情報等を開示していますので、それを検索・参照する方法もあるでしょう。

Q82 理論政策更新研修が受けられなかった場合はどうすればいいの？

理論政策更新研修は、年に1回しか受講できないといった制限はありません。年に何回かまとめて受講することも可能です。ただし、東京協会の年間研修では、開催回によっては、同一内容で実施される場合がありますので、同一年に複数回受講される場合は、効果的な知識補充となるよう開催回の研修内容を確認のうえ、受講を申し込まれることをお勧めします。

理論政策更新研修が受けられない場合は、その受講に代えて、論文審査に応募する手段もあります。この論文審査に合格することにより、理論政策更新研修修了1回分と同じ要件を満たせます。

論文審査の詳細については、中小企業診断協会のホームページの「診断士更新研修」を参照してください。

Q83 診断士としての活動が行えない場合、資格を維持するにはどうすればいいの？

診断士の資格維持のためには、登録有効期間である5年毎に、知識の補充要件と実務の従事要件の両方を満たしたうえで、登録更新手続きを行う必要があります。診断士としての活動が行えないために、知識の補充要件と実務の従事要件を満たせず、そのまま登録有効期間を経過してしまうと、資格は自動的に削除されてしまいます。

これを回避するには、診断士活動の休止を行う方法があります。

経済産業大臣に休止申請書を提出することにより、中小企業の経営診断の業務に従事することを休止し、休止の申請を行った日から起算して15年間に限度に登録有効期間の時間経過を一時的に休止することができます。したがって、休止手続きをとれば、診断士としての活動が行えない状況が生じて、いずれ活動の再開を行い、資格の更新手続きがなされることを前提として、資格を維持することができます。

休止期間中も、業務再開のために向けて、東京協会の実施する「理論政策更新研修」や「実務従事事業」を利用することは可能です。

休止申請の手続きが可能なタイミング、業務再開の手続きのタイミング、業務再開時や再開後に必要な実務従事ポイント数など、注意を要する点がありますので、詳細については、中小企業庁のホームページ「『中小企業診断士』関連情報」にある「中小企業診断士制度のQ&A集」でご確認ください。

Q84 協会や支部からの配布物やメールが来ないが、どうして？

協会や支部からの配布物やメールが届かない場合、登録している住所・メールアドレスが適切ではない可能性があります。中小企業診断協会の「会員専用マイページ」にログインし、ページ下部の「基本情報」を確認してください。

メールアドレスの変更が必要な場合には、同ページ内の「メールアドレスの変更」より変更入力をしてください。各種メールマガジンの購読選択についても会員専用マイページ内で手続きが可能です。

Q85 協会のマイページに入る ID・パスワードは？

会員が ID・パスワードを設定することによって会員専用マイページをご利用いただけます。

1 通常入会の場合は、

- ① 入会手続きをすると、ログイン ID = 登録番号が通知されます。
- ② ログイン ID・氏名カタカナ・生年月日でログインしてください。
- ③ マイページにログインしたら、「パスワード設定・変更」にてパスワードを設定してください。
(次回から、ログイン ID・パスワードでログインできます。)

2 実務補習受講者は、

- ① ログイン ID はメールアドレス、パスワードは中小企業診断協会が設定し、通知されます。
- ② 入会后、ログイン ID は登録番号に設定し直され、通知されます。パスワードは引き継がれています。
- ③ マイページにログインし、「パスワード設定・変更」にてパスワードを変更できます。

会員が ID・パスワードを忘れた場合は、中小企業診断協会の会員専用マイページログイン画面にある「パスワードを忘れた方はこちらの手続きをご参照ください。」をお読みください。中小企業診断協会へ「ログインパスワード初期化申請書」を郵送していただくこととなります。中小企業診断協会にて初期化申請書を確認後、パスワードを初期化してその旨をメールで通知します。パスワード初期化後はパスワード未設定の方と同じ方法をとってください。(下記参照)

東京協会に入会されパスワード未設定の方は、中小企業診断協会の会員専用マイページログイン画面にある「パスワードの未設定の方はこちらからログインしてください。」をクリックして会員専用マイページにログイン後、「パスワード設定・変更」にてパスワードを設定してください。

非会員の方は東京協会に入会しないと会員専用マイページによるサービスの提供は受けられません。東京協会事務局にお問い合わせください。

東京協会 事務局
電 話：03-5550-0033

**Q86 支部ホームページの「支部会員専用ページ」に入る ID・PWD は？**

支部ホームページの「支部会員専用ページ」にログインする ID・パスワードは、毎月第3火曜日に発行している「中央支部 e ニュース」の中でお知らせしています。急ぎお知りになりたい方は、中央支部ホームページの「お問い合わせ・ご質問」コーナーからお問い合わせください。

Q87 支部ホームページの記事に関する質問は、どこに問い合わせたらいいの？

掲載内容、あるいは中央支部に関するご意見・ご質問は、中央支部ホームページの「お問い合わせ・ご質問」コーナーからお送りください。

(注：すべてのご質問にお返事できるとは限りませんのであらかじめご了承ください。)

Q88

支部ホームページの「支部会員サイト紹介」に自分のホームページの URL を載せたり、アドレス変更したりするにはどうしたらいいの？

支部ホームページの「支部会員サイト紹介」に自分のホームページの URL を載せたり、アドレス変更したりすることをご希望される場合、中央支部ホームページの「お問い合わせ・ご質問」コーナーから、ご希望内容をお知らせください。折り返し担当者から対応についてご案内します。

Q89

自分のメールアドレスを変えた場合どうしたらいいの？

東京協会や中央支部からの情報提供は、ご登録いただいているメールアドレスへ送信されますので、メールアドレスを変更した場合は、必ず変更手続きを行ってください。

変更は、中小企業診断協会の「会員専用マイページ」→「各種手続き」→メールアドレスの変更で行うことができます。

Q90

支部にメールマガジンはあるの？

中央支部では以下のメールマガジンを通じて診断士のみなさまに役立つさまざまな情報を無料でお届けしています。購読は中小企業診断協会の「会員専用マイページ」下部の「全国のメールマガジン登録」よりお申し込みください。

【中央支部で発行しているメールマガジン】

- 中央支部メールマガジン
おもに経営者の方々に向けた情報を発信していますが、支部会員も登録できます。
- 中央支部 e ニュース
支部会員に向けた情報を発信しています。

Q91

協会や支部からのメールを配信停止にしてみようにはどうしたらいいの？

東京協会や支部からのメール配信は、東京協会や支部から各会員への伝達手段として使用しているため停止することはできません。

ご自身で任意で購読申込を行ったメールマガジンについては、配信停止することは可能です。

メールマガジンの配信停止は、中小企業診断協会の「会員専用マイページ」下部の「全国のメールマガジン登録」で行うことができます。

Q92

支部には会員名簿はないの？

各会員の個人情報保護および本人の意向を尊重する観点から、支部では名簿を作成していません。

なお、中小企業診断協会ホームページの「診断士キャリア情報システム」を利用して、キャリア情報を公開している診断士を条件検索することは可能です。ただし、「検索条件」に「中央支部」を設定することはできません。



Q93 入会時、徽章や診断士手帳はどのようにして入手できるの？

徽章（診断士バッチ）は、平成 28 年度に新たなデザインのもので制作されました。それ以降に入会された方は入会金支払い後に貸与されます。既に旧デザインのもので貸与されている方は、貸与手数料を納入していただいた後に貸与されます。この手続きは下記連絡先の東京協会で行っております。

診断士手帳は、東京協会から任意で購入できます。1冊 500 円です。東京協会へ連絡の上、購入手続きを取ってください。

東京協会 事務局

住所：〒104-0061

東京都中央区銀座 2 丁目 10 番 18 号 東京都中小企業会館 7 階

電話：03-5550-0033 メール：info_tokyo@t-smeca.com

Q94 結婚して姓が変わるときはどうしたらいいの？

結婚して姓のみが変わる場合は、中小企業診断協会ホームページの「会員専用マイページ」から、「住所・勤務先・氏名の変更、所属県協会の変更」にすすみ、以下の書類をダウンロード・印刷し、適宜記載・押印します。申請者名には、変更前の姓を記載してください。

① 会員の移動及び住所等の変更届

② 登録事項変更届出書

この 2 つの届出書他に、さらに以下の 2 つをつけ、東京協会事務局に郵送してください。

③ 氏名の変遷が分かる戸籍抄本

④ 中小企業診断士登録証

なお、姓名の変更とともに、その他の会員情報（住所・勤務先・所属県協会）が変更となる場合は、「会員専用マイページ」の「住所・勤務先・氏名の変更、所属県協会の変更」から、「会員情報変更画面」を開き、該当する項目を変更入力します。ただし、姓名の変更入力はできません。

変更入力した画面情報を印刷し、姓名の変更欄には適宜変更記載をし、押印の上、東京協会事務局に郵送してください。

東京協会 事務局

住所：〒104-0061

東京都中央区銀座 2 丁目 10 番 18 号 東京都中小企業会館 7 階

電話：03-5550-0033 メール：info_tokyo@t-smeca.com

Q95 引っ越しして住所が変わったときはどうしたらいいの？

引っ越しして住所が変わったときは、中小企業診断協会ホームページの「会員専用マイページ」から、「住所・勤務先・氏名の変更、所属県協会の変更」にすすみ、そこから「会員情報変更画面」を開き、住所情報を変更入力します。

変更入力した画面情報を印刷すると、以下の書類が印刷されるので、押印の上、東京協会事務局に郵送してください。

① 会員移動及び住所変更等の変更届

② 登録事項変更届出書

東京協会 事務局

住所：〒104-0061

東京都中央区銀座 2 丁目 10 番 18 号 東京都中小企業会館 7 階

電話：03-5550-0033 メール：info_tokyo@t-smeca.com



Q96 転勤するときはどうしたらいいの？

転勤により、他の道府県協会へ移籍する場合は、中小企業診断協会ホームページの「会員専用マイページ」から、「住所・勤務先・氏名の変更、所属県協会の変更」にすすみ、そこから「会員情報変更画面」を開き、住所情報とともに、移籍する道府県協会を変更入力します。

変更入力した画面情報を印刷すると、以下の書類が印刷されるので、押印の上、東京協会事務局に郵送してください。

- ① 会員移動及び住所変更等の変更届
- ② 登録事項変更届出書

転勤しても、そのまま東京協会に在籍する場合は、「住所変更」として上記書類を東京協会へ郵送してください。（「Q95 引っ越しして住所が変わったときはどうしたらいいの？」を参照してください。）

単身赴任等のため、住所変更や所属の変更が不要な場合は、何も手続きをする必要はありません。

なお、住所変更の手続きが行われると、協会からの郵送物は変更後の住所に届きます。

東京協会 事務局

住所：〒104-0061

東京都中央区銀座2丁目10番18号 東京都中小企業会館7階

電話：03-5550-0033 メール：info_tokyo@t-smeca.com

Q97 海外転勤のときはどうしたらいいの？

海外へ転勤し、診断協会の活動を休会とする場合は、中小企業診断協会ホームページの「会員専用マイページ」から、「その他の手続き」にすすみ、そこから「休会（海外勤務）申請」を開き、必要情報を入力します。その上で「海外勤務届」を印刷・押印し、東京協会に郵送してください。

「海外勤務届」を郵送し、受理されると休会扱いとなります。休会中は、診断協会の会費が不要となります。（ただし、会費未納分がある場合、休会手続きにあたって未納分の支払が必要となります。）

休会中でも会員専用マイページは引き続き使用することができます。

海外勤務をしても、休会しない場合は、何の手続きもする必要はありません。この場合、東京協会からの郵送物は届け出住所に届きます。なお、海外の赴任先に東京協会から郵送物を送る運用は行っていません。

なお、休会する・しないに関わらず、海外勤務に関して、診断士資格の更新登録要件の特例はありません。海外勤務中であっても更新要件の取得が必要です。

東京協会 事務局

住所：〒104-0061

東京都中央区銀座2丁目10番18号 東京都中小企業会館7階

電話：03-5550-0033 メール：info_tokyo@t-smeca.com

Q98 休会することはできるの？

海外に転勤する場合以外で、休会することは認められていません。

海外転勤して休会する場合については、「Q97 海外転勤のときはどうしたらいいの？」を参照してください。



Q99 協会をやめるときはどうしたらいいの？

協会をやめる場合は、中小企業診断協会ホームページの「会員専用マイページ」から、「その他の手続き」にすすみ、そこから「退会必要手続」を開き、必要情報を入力します。その上で「退会届」を印刷・押印し、東京協会に郵送してください。退会にあたっては、以下の点にご注意ください。

- ① 未納の会費がある場合は、早急に東京協会に納付してください。
- ② 貸与を受けた徽章（診断士バッジ）は、退会届を提出する際に、東京協会あてに返却してください。
また、返却すべきバッジを紛失した場合は、東京協会事務局に相談してください。

東京協会 事務局

住所：〒104-0061

東京都中央区銀座2丁目10番18号 東京都中小企業会館7階

電話：03-5550-0033 メール：info_tokyo@t-smeca.com

Q100 異動手続きにおいて、東京協会と支部の関係は？

異動手続きにおいて、異動届は東京協会へ直接提出することになります。支部は異動手続きにおいて東京協会の受入れ窓口になっているわけではありません。



Q101 慶弔の時に何かしてもらえるの？

東京協会慶弔規定により、慶弔時には以下の通り東京協会から金品等が贈られます。

- ① 会員が、国の顕彰を受けたときは、祝金等
- ② 会員本人が結婚したときは、祝金として 20,000 円
- ③ 会員が満 70 歳に達したときは、記念品（ただし、入会后 10 年以上の者に限る）
- ④ 会員が死亡したときは、生花二基または香典 30,000 円
- ⑤ 会員の配偶者が死亡したとき、会員の父母が死亡したときは、生花一基または香典 20,000 円
- ⑥ 会員の配偶者の父母または子が死亡したときは、生花一基または香典 10,000 円
- ⑦ 災害救助法が適用された災害の場合について、会員の自宅が全壊、流失、半壊、床上浸水またはこれに準ずる被害を受けたときは、見舞金として 20,000 円
- ⑧ 会員が疾病または負傷により、1 か月以上にわたり入院 または病臥したときは、見舞金として 20,000 円

Q102 慶弔時にはどのように手続きすればいいの？

慶弔に関する事由が起きた際には、東京協会の会員または会員の家族、もしくはその事由を知った他の会員から、東京協会の事務局に連絡し、発生した事由に応じた手続きの方法を確認し、適宜、手続きを行ってください。

Q103 慶弔時には、何か月後までなら手続きできるの？

慶弔に関する事由が起きた際には、速やかに東京協会事務局に連絡をする必要がありますが、遅くても、6 か月以内には連絡をするようにしてください。

Q104 支部から訃報配信をしてもらえるの？

お弔いの事由が起き、東京協会事務局に連絡をした際、これから葬儀が行われるタイミングであれば、所属する支部会員向けに訃報のメール配信を行うかどうかの希望確認が、東京協会事務局から行われます。支部会員向けの訃報メール配信を希望する方は、その際にその旨を伝えてください。東京協会事務局からの連絡を受け、支部会員向けの訃報メールを配信します。

なお、東京協会事務局に連絡をした際、既に葬儀が済んでいる場合、東京協会事務局から支部会員向け訃報メール配信の確認はありませんが、希望すれば、支部会員向けの訃報メール配信を受け付けています。

Q105 会員向けの保険などはあるの？

東京協会の会員サービスとして保険業務を取り扱っているわけではありませんが、中小企業診断協会としては、民間の中小企業診断士賠償責任保険を団体保険として取り扱っています。

加入対象者は各都道府県協会の会員や、会員が所属する法人です。保険期間は 1 年で年 1 回募集があります。保険金が支払われる場合には次のようなものがあります。

- ① 日本国内で診断業務の遂行に起因して、顧客や第三者から損害賠償請求がされ、損害賠償責任を負担したり、争訟費用を支出したりした場合に被った損害。
- ② 日本国内で個人情報・法人情報の漏えいについて損害賠償請求がされ、賠償責任を負担した場合に被った損害。

詳細については下記にお問い合わせください。

【取扱代理店】

商工サービス株式会社

電話：03-3538-6180

FAX：03-3538-6188

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

電話：03-3515-4147

Q106 支部にはどんな表彰があるの？

支部表彰は支部大会の際に、その前年度の活動を対象に行われます。支部表彰には中央支部 of the year、中央支部 of the year MVP、中央支部 of the year 新人賞、支部長特別表彰があります。

中央支部 of the year は東京協会および支部の活動を定量的・定性的な観点から評価して、多大な功労をなした支部会員が表彰されます。

中央支部 of the year MVP は中央支部 of the year のなかから最も功労の大きかった会員が表彰されます。

中央支部 of the year 新人賞は中央支部 of the year のなかで当該年度入会の支部新人会員のうち功労が顕著であった会員が表彰されます。

支部長特別表彰は中央支部 of the year とは別に、支部長が特に認める功績があった支部組織を表彰します。

Q107 表彰される人はどうやって選ばれているの？

中央支部 of the year は、支部長が支部表彰委員会からの推薦を受け、表彰者を決定します。

支部表彰委員会は、支部長、副支部長、部長、委員長で構成され、推薦基準に則り、支部長に表彰者を推薦します。推薦基準には定量的な基準と定性的な基準があります。

定量的な基準は、東京協会・支部活動への参加回数が1回1ポイントとして評価されます。

定性的な基準は、各部会で業務が異なるため各部長の判断により評価されます。また、執行委員による会員推薦もあり、これについては支部表彰委員会で参考情報として検討されます。

定量的な評価では獲得ポイントの上位10名程度が選考され、定性的な評価では各部会から1名が選考され表彰候補者となります。

Q108 歴代の表彰者にはどんな人がいるの？

中央支部 of the year の表彰は平成22年、中央支部の前身である中央支会の時代から始まりました。令和4年度までのMVPと新人賞は以下のとおりです。(敬称略)

	MVP	新人賞
平成21年度	木伏 源太、土田 健治	高鹿 初子
平成22年度	土田 健治	
平成23年度	土田 健治	
平成24年度	飯野純夫、吉村 信行	岡田 光太郎
平成25年度	田村 隆一郎	磯山 隆志
平成26年度	磯山 隆志	東穂 芳乃、長 克成
平成27年度	磯山 隆志	中川 健史、丹羽 陽一
平成28年度	東穂 芳乃	佐藤 栄一郎、清水 康裕
平成29年度	磯山 隆志	富田 裕之
平成30年度	中川 健史	斎藤 司昂
令和元年度	山崎 肇	土佐林 義孝
令和2年度	松島 大介、土田 哲	野手 文華
令和3年度	高橋 利忠	
令和4年度	五十嵐 直人	中村 慎吾

Q109 事務所はどこにあるの？

中央支部の事務所の住所は下記の通りです。

【住所】

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町 1-11-5

日本橋吉泉ビル 402 号室

【交通】

東京メトロ日比谷線

「小伝馬町」駅より徒歩 5 分

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線

「人形町」駅より徒歩 5 分

中央支部事務所



Q110 事務所は何に使われているの？

中央支部の事務所は、部長会、執行委員会といった各種会議や、各部会・委員会・プロジェクトの会合、各部会の実施する各種イベント・セミナー、各種認定研究会・マスターコースの会合、その他支部関連団体、支部会員や支部会員が主宰する団体で特に使用が認められた場合の会合等のために使われています。

事務所の使用目的に関しては、支部会員専用ページにある「支部事務所案内」の中の「支部事務所運用基準」で確認することができます。

支部会員専用ページへのログインの仕方は「Q86 支部ホームページの『支部会員専用ページ』に入るID・パスワードは？」を参照してください。

Q111 事務所は支部会員なら誰でも使えるの？

中央支部の事務所は、支部会員であれば使用することができます。

ただし、使用目的が限られており、また、利用にあたっては予約が必要です。

事務所の使用目的、予約の方法等については、支部会員専用ページにある「支部事務所案内」の中の「支部事務所運用基準」で確認することができます。

支部会員専用ページへのログインの仕方は「Q86 支部ホームページの『支部会員専用ページ』に入るID・パスワードは？」を参照してください。

Q112 事務所を使うにはどうしたらいいの？

中央支部の事務所を使うためには、総務部予約受付担当者への電子メールによる申し込みが必要となります。

支部会員専用ページにある「支部事務所案内」の中の「事務所予約状況 (Google カレンダー)」で空き状況を確認した上で、総務部予約受付担当者に予約申し込みの電子メールを発信することで事務所の予約をすることができます。

事務所の予約手続きについては、支部会員専用ページにある「支部事務所案内」の中の「支部事務所運用基準」で確認することができます。

支部会員専用ページへのログインの仕方は「Q86 支部ホームページの『支部会員専用ページ』に入るID・パスワードは？」を参照してください。

Q113 事務所の使用料金は？

中央支部の事務所の使用料金に関しては、支部や支部関連団体が一定の目的のために使用する場合は無料であり、支部会員や支部会員が主宰する団体が一定の目的のために使用する場合（認定研究会・マスターコースの使用を含む）は有料となります。

有料での使用の場合、使用3時間ごとに1,000円の使用料となっています。（令和6年2月29日現在）

事務所の使用料金に関しては、支部会員専用ページにある「支部事務所案内」の中の「支部事務所運用基準」で確認することができます。

支部会員専用ページへのログインの仕方は「Q86 支部ホームページの『支部会員専用ページ』に入るID・パスワードは？」を参照してください。

Q114 事務所へ電話はかけられるの？

中央支部の事務所には電話を設置していませんので、事務所へ電話はかけられません。

ご意見、ご質問等がある場合は、中央支部ホームページの「お問い合わせ・ご質問」コーナーより行ってください。

Q115 事務所に郵送物・宅配物を送付する場合は？

支部会員による中央支部の事務所宛での郵便物および荷物の送付は、原則として禁止しています。なお、特に必要がある場合は、事前に総務部長に相談してください。

総務部長（磯山 隆志）：soumu@rmc-chuo.jp

Q116 事務所に相談・見学に行くことはできるの？

中央支部の事務所は、支部や支部関連団体の使用、または支部会員や支部会員が主宰する団体の使用に限られており、随時見学可能にはなっていません。

ただし、中央支部では、オープンに参加者募集を行っているさまざまなイベントやセミナーを開催していますので、そうした機会を使って事務所の見学をして下さい。



Q117 中央支部にはどのような規則があるの？

中央支部には、以下の規則等があります。(令和6年2月29日現在)

- (01) 中央支部規則
- (02) 事務所運用基準
- (03) 経理取扱基準
- (04) 中央支部に係る経費支給等のガイドライン
- (05) 収益事業管理規則
- (06) 認定研究会管理規則
- (07) 認定マスターコース管理規則
- (08) 中央支部表彰規則
- (09) 中央支部表彰細則
- (10) 情報公開ガイドライン
- (11) 写真・動画公開に関するガイドライン
- (12) 中央支部ホームページ運用基準
- (13) 中央支部メールマガジン/eニュース運用基準
- (14) 中央支部ホームページ・メールマガジン・eニュース原稿掲載依頼手順
- (15) 中央支部メールマガジン「経営者向け情報発信原稿」投稿基準
- (16) 中央支部「情報管理に関する支部方針」
- (17) 中央支部「情報管理運用規則」
- (18) 中央支部「中央支部インフラ運用マニュアル」
- (19) 支部事務所一般利用者マニュアル
- (20) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた支部事務所利用ガイドライン
- (21) 講師謝金についてのガイドライン
- (22) 認定同好会運営要領



Q118 中央支部の規則の内容は、どうやって知ることができるの？

中央支部の諸規則等については、支部会員専用ページにある「支部規則」で確認することができます。

支部会員専用ページへのログインの仕方は「Q86 支部ホームページの『支部会員専用ページ』に入るID・パスワードは？」を参照してください。



Q119 四区診断士会って何？

中央支部でいう四区診断士会とは、千代田区、港区、中央区、文京区、の4区にある診断士会のことです。東京協会（中央支部）とは別法人です。

四区診断士会は、主として診断士が主体となり、該当する地域の行政（区役所）や東商支部との関係を深め、診断士の知見と能力を活かした実務案件に取り組んでいます。

四区診断士会の加入は任意であり、中央支部会員以外の会員も存在しています。ただし、中央支部の管轄エリアにある診断士会であるため中央支部との関係が深く、中央支部との関係を重視して役員には中央支部会員が名を連ねています。

四 区	診断士会の名称
千代田区	一般社団法人ちよだ中小企業経営支援協会 (略称：ちよだ診断士会)
港 区	特定非営利活動法人東京都港区中小企業経営支援協会 (略称：NPOみなと経営支援)
中央区	特定非営利活動法人東京都中央区中小企業経営支援センター (略称：NPOちゅうおう経営支援)
文京区	特定非営利活動法人文京区中小企業経営協会 (略称：NPO文京)

Q120 四区診断士会に入会するにはどうすればいいの？

四区診断士会は、東京協会（中央支部）とは別法人であり、それぞれの組織の規程にもとづき入会手続きが行われています。それぞれの事務局に、メールもしくは電話にてお問い合わせください。

四区診断士会の連絡先は、以下のとおりです。詳細は、中央支部ホームページの「四区診断士会」を参照してください。

四区診断士会		連絡先（敬称略）
千代田区	正式名称	一般社団法人ちよだ中小企業経営支援協会
	事務局担当者名	中川 健史
	事務局メールアドレス	nakatake72@gmail.com
	事務局電話・FAX	—
港区	正式名称	特定非営利活動法人東京都港区中小企業経営支援協会
	事務局担当者名	青木 平治
	事務局メールアドレス	heiji@mve.biglobe.ne.jp
	事務局電話・FAX	(電話) 080-6634-9209
中央区	正式名称	特定非営利活動法人東京都中央区中小企業経営支援センター
	事務局担当者名	守谷 元伸
	事務局メールアドレス	npo-chuo-nyukai@googlegroups.com
	事務局電話・FAX	(電話) 03-5643-1127 (FAX) 03-5643-1128
文京区	正式名称	特定非営利活動法人文京区中小企業経営協会
	事務局担当者名	大嶋 碩郎
	事務局メールアドレス	ohshima@piano.ocn.ne.jp
	事務局電話・FAX	(電話) 090-8089-5297



スプリングフォーラム



支部カンファレンス



秋大会



支部まつり





拡大合宿





プロジェクト会議



部会



懇親会



中央支部 早わかりガイド 第7版
発行・編集委員

発行人	支部長	高橋	利忠
編集責任者	総務部長	磯山	隆志
編集主幹	総務部副部長	尾崎	多佳代
編集メンバー	総務部副部長	浜崎	正和
		増澤	祐子
	総務部員	石田	充弘
		稲吉	勝範
		齊藤	啓一
		松浦	大介
		矢野	達也

平成28年 4月15日 第1版発行

令和6年 4月27日 第7版発行

編集・発行 一般社団法人 東京都中小企業診断士協会 中央支部
〒103-0012
東京都中央区日本橋掘留町1-11-5
日本橋吉泉ビル402号室

編集・制作 株式会社 昌文社

印刷 株式会社 昌文社

TOKYO SMECA CHUO

一般社団法人 東京都中小企業診断士協会 中央支部